花きセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

花きセンター条例施行規則の一部を改正する規則

花きセンター条例施行規則(平成元年岩手県規則第76号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休所日)	(休所日)
第2条 岩手県立花きセンター (以下「センター」という。)	第2条 岩手県立花きセンター (以下「センター」という。)
の休所日は、岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条	の休所日は、 <u>次のとおり</u> とする。
<u>例第1号)に規定する県の休日</u> とする。	
	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第
	178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当た
	<u>るときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い</u>
	休日でない日)_
	<u>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</u>
2 [略]	2 [略]
(開所時間)	(開所時間)
第3条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までと	第3条 センターの開所時間は、 <u>午前10時</u> から <u>午後4時</u> までと
する。ただし、土曜日は、午前9時から正午までとする。	する。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。